

別表1

補助対象者及び補助対象経費	補助限度額
次に掲げる全ての条件を満たす合宿を行うスポーツ団体に対して、延べ宿泊数に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。 ①安芸市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。 ②合宿の延べ宿泊数が20泊以上のものであること。 ③別表2に定める競技種目の合宿であること。 ④大会参加及び練習試合の開催のみが目的の合宿でないこと。 ⑤宿泊施設が2箇所分散しても1団体とみなすこととする。 ⑥合宿に同行する保護者については、補助対象外とする。	補助限度額は下記のとおりとする。 1.助成単価（1泊あたり） 20泊以上100泊以下…1,000円 101泊以上 …2,000円 2.補助限度額（1団体あたり） ①新規団体（安芸市内で合宿実績がない場合）…300,000円 ②継続団体（安芸市内で合宿実績がある場合）…200,000円

※1 延べ宿泊数は、宿泊者数に宿泊日数を乗じて得た数とする。

※2 補助金の交付は、単年度につき1団体あたり1回限りとする。

※3 高知県スポーツ合宿支援事業助成金と併用できるものとする。